

愛知県漁業調整規則（令和2年11月20日県規則第71号）第4条第1項第2号に規定する機船船びき網漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数								
(1) いわし・いかなご船びき網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載された操業区域	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	20トン未満であって許可証に記載された総トン数								
(2) いかなご船びき網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載された操業区域	11月1日から翌年6月20日までとする。ただし、推進機関の馬力数が127キロワット* ¹ を超える場合は伊勢湾及び三河湾の漁業時期は2月1日から5月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	15トン未満であって許可証に記載された総トン数								
(3) さより船びき網漁業	<p>伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載された操業区域。ただし、渥美外海にあっては、東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域。</p> <p>ア 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点</p> <p>イ 北緯34度33分58秒東経137度の点</p> <p>ウ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点</p> <p>エ 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点</p> <p>オ 北緯34度29分36秒東経137度53秒の点</p> <p>カ 北緯34度22分17秒東経137度2分18秒の点</p> <p>キ 北緯34度22分55秒東経137度3分</p>	<p>次の表の左欄の操業区域について、それぞれ同表の右欄の漁業時期とする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 707 1662 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="1088 707 1243 754">操業区域</th> <th data-bbox="1243 707 1662 754">漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1088 754 1243 943">伊勢湾</td> <td data-bbox="1243 754 1662 943">4月15日から5月31日まで 10月15日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 943 1243 1086">三河湾</td> <td data-bbox="1243 943 1662 1086">4月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 1086 1243 1414">渥美外海</td> <td data-bbox="1243 1086 1662 1414">2月1日から5月31日まで 10月15日から12月31日まで 使用船舶の推進機関の馬力数が127キロワット*¹を超える者にあつては、2月1日から5月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	操業区域	漁業時期	伊勢湾	4月15日から5月31日まで 10月15日から12月31日まで	三河湾	4月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで	渥美外海	2月1日から5月31日まで 10月15日から12月31日まで 使用船舶の推進機関の馬力数が127キロワット* ¹ を超える者にあつては、2月1日から5月31日まで	<p>ア 伊勢湾及び三河湾を操業区域とする場合にあっては、260キロワット*²以下であつて許可証に記載された馬力数</p> <p>イ 渥美外海を操業区域とする場合にあっては、制限は定めず許可証に記載された馬力数</p>	15トン未満であって許可証に記載された総トン数
操業区域	漁業時期											
伊勢湾	4月15日から5月31日まで 10月15日から12月31日まで											
三河湾	4月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで											
渥美外海	2月1日から5月31日まで 10月15日から12月31日まで 使用船舶の推進機関の馬力数が127キロワット* ¹ を超える者にあつては、2月1日から5月31日まで											

	<p>1 3 秒の点</p> <p>ク 北緯 3 4 度 1 9 分 東経 1 3 7 度 3 分 1 3 秒の点</p> <p>ケ 北緯 3 4 度 1 9 分 東経 1 3 7 度 2 分の点</p> <p>コ 北緯 3 4 度 1 6 分 1 9 秒 東経 1 3 7 度 2 分の点</p> <p>サ 北緯 3 4 度 1 5 分 4 6 秒 東経 1 3 7 度 3 分 1 3 秒の点</p>			
(4) いわし船びき網漁業	<p>ア 渥美外海</p> <p>イ 伊勢湾及び三河湾のうち次の(ア)から(カ)の各点を順次結んだ直線及び(キ)から(ケ)の各点を順次結んだ直線並びに陸岸によって囲まれた海域。ただし、最大高潮時海岸線から 5 0 0 メートル以内の海域を除く。</p> <p>(ア) 知多郡美浜町野間埼灯台</p> <p>(イ) 知多郡美浜町野間埼灯台から 2 7 0 度 2 , 0 0 0 メートルの点</p> <p>(ウ) 知多郡美浜町野間埼灯台から 2 9 2 度 3 0 分 6 , 6 5 0 メートルの点</p> <p>(エ) 知多郡美浜町野間埼灯台から 2 2 1 度 1 0 , 3 0 0 メートルの点</p> <p>(オ) 田原市伊良湖岬灯台から 2 8 2 度 3 0 分 4 , 2 0 0 メートルの点 (伊勢湾第 3 号灯浮標)</p> <p>(カ) 田原市伊良湖岬灯台</p> <p>(キ) 田原市立馬埼灯台</p> <p>(ク) 知多郡南知多町尾張野島灯台</p> <p>(ケ) 知多郡南知多町羽豆埼突端</p>	伊勢湾及び三河湾にあっては 5 月 1 日から翌年 2 月末日まで、渥美外海にあっては 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	1 5 トン未満であって許可証に記載された総トン数

* 1 漁船法施行規則の一部を改正する省令 (平成 1 3 年農林水産省令第 1 5 3 号) 附則第 2 条第 1 項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「1 2 7 キロ

ワット」とあるのは、「35馬力」と読み替える。

*2 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。